

# 20 循環型社会形成推進交付金の予算確保について

【環境省】

## 長野県の状況

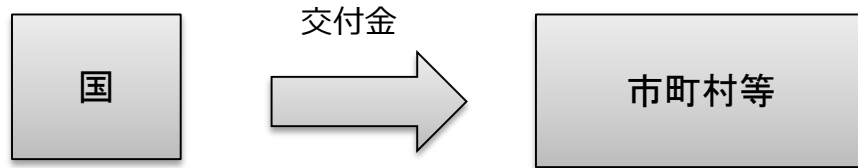
### ● 環境負荷の少ない社会づくりを推進するため、ごみの減量化や発生抑制を促進

- ・ 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援
- ・ 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援（地域計画への助言、交付申請・実績報告等の審査など）

単位：千円

## 取組

### ○ 事業の概要と内示状況等



※県は地域計画への助言、交付申請等の審査・会計により支援

【交付先】  
市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区含む）

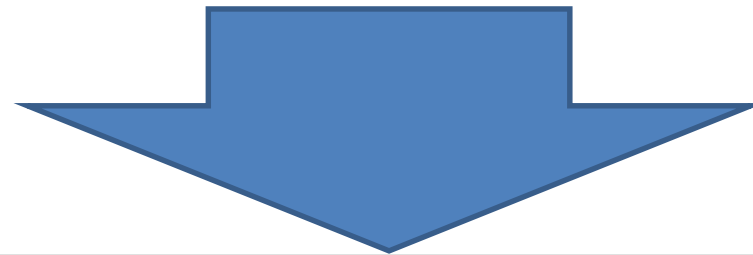
【交付対象の廃棄物処理施設】  
ごみ焼却施設、最終処分場、既存施設の基幹的設備改良事業等  
※管理棟や周辺環境整備、最終処分場の用地費などは、対象外  
※解体費は新施設建設を伴う旧焼却施設のみが対象

【交付率】  
交付対象経費の1/3  
ただし、一部の先進的な施設については1/2

事業主体名	交付対象事業 ※H31以降実施予定のものを含む	本 体 着 工 年 度	H31当初 要望額	H31内示額 (31.4.1)	内示率	H32要望額 (H31.2現在)	H32～H36 要望額
佐久市・北佐久郡 環境施設組合	施設整備に関する計画支援事業 焼却施設（発電）	H29	1,823,903	1,823,903	100%	761,289	761,289
上田地域広域連合	施設整備に関する計画支援事業 リサイクルセンター 焼却施設（熱回収） 最終処分場	H36	6,333	6,333	100%	17,333	915,165
湖周行政事務組合	施設整備に関する計画支援事業 最終処分場	H32	47,858	47,858	100%	12,968	715,510
諏訪南行政事務組合	施設整備に関する計画支援事業 リサイクルセンター 最終処分場	H31	306,005	306,005	100%	786,774	1,381,107
木曾広域連合	施設整備に関する計画支援事業 ストックヤード	H32	3,132	3,132	100%	116,573	134,257
穂高広域施設組合	焼却施設（発電・熱回収） リサイクルセンター ストックヤード	H30	1,089,683	1,089,683	100%	2,007,917	2,007,917
北アルプス広域連合	施設整備に関する計画支援事業 リサイクルセンター ストックヤード	H32	-	-	-	123,533	198,333
長野広域連合	焼却施設（発電）、最終処分場	H30	10,564	10,564	100%	2,315,174	2,601,226
長野市	ストックヤード	H31	172,887	172,887	100%	311,856	311,856
合 計			3,460,365	3,460,365	100%	6,453,417	9,026,660

## 課題

- 安全安心な暮らしを支える基幹インフラである**廃棄物処理施設**は、平成10年度以降にダイオキシン類対策のため整備した**施設の老朽化が進み**、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある
- 廃棄物処理施設の整備**には、**複数年度にわたる多額の事業費が必要**となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施している
- 建設着手までには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、**安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠**である
- 最終処分場などの一部の施設整備に係る**用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分及び、既存施設の解体のみの場合**や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合は**交付金の交付対象となっていない**
- 廃棄物処理施設を整備する地域の住民理解を得るため、**施設周辺や地域環境の整備**も欠かせず、相当な費用を要することから、それに対する交付金による**財政支援範囲の拡充が必要**である



## 提案・要望

### 1 必要となる予算の確保

循環型社会形成推進交付金制度は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設の整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った**所要額を確実に満額交付**すること

### 2 支援範囲の拡充

全ての廃棄物処理施設の整備についての**用地費や解体撤去工事費、管理棟**を含む必要な全ての建屋部分についても交付対象とするとともに、住民理解を得るための**周辺環境整備に要する費用**についても、**新たに交付対象とすること**